

障害者支援施設運営主体に求められる条件

刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(公募によらない候補者の選定)

第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく指定管理者の候補者を選定することができる。

(3) 施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でない
と認められるとき。

1 施設の性格

障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む）が利用するための施設である。

2 規模、機能

(1) 地域活動支援センター（I 型）

(2) 相談支援

(3) 障害福祉サービス

- ・就労移行支援 6 人
- ・就労継続支援（B 型） 10 人
- ・自立訓練（生活訓練） 6 人

3 求められる条件

(1) 市内事業所等との連携

- ・刈谷市内の障害福祉関係の事業所の情報を熟知していること
- ・刈谷市内の障害福祉関係の事業所と連携をとり事業を推進できること
- ・ボランティア育成の能力があること
- ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施できること

(2) 施設の維持管理

- ・安定かつ継続的な運営ができること
- ・福祉施設を適切に維持管理できること

(3) 事業関係

- ・事業の実施に必要な人員、特に専門職を確保できること
精神保健福祉士等（地域活動支援センター要員）
- ・相談支援の実績があること
- ・地域活動支援センター（I型）および障害福祉サービスについて必要な人員（[従事経験者等](#)）を配置できること

(4) 制度改正関係

- ・「障害者自立支援法」第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務を実施できること
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第32条に規定する障害者虐待防止センターの業務を実施できること